

濤沸湖ファンクラブ 会則

(名称)

第1条 この会は、濤沸湖ファンクラブ（通称「TFC」、以下「クラブ」という。）と称し、事務局を濤沸湖水鳥・湿地センター（以下「センター」という。）内におきます。

(目的)

第2条 本クラブは、濤沸湖周辺の歴史、環境、自然に関する知識を深めるとともに、会員相互の親睦を図り、会員のボランティア活動を通じてセンターの普及発展と濤沸湖の環境保全に寄与することを目的とします。

(事業)

第3条 本クラブは、前条の目的を達成するため、次の事業を行います。

- (1) センターが主催する環境保全事業等その他センター活動への協力と参加
- (2) 会員の研修と親睦
- (3) その他本クラブの目的を達成するために適当と認めた事業

(構成)

第4条 本クラブは、クラブの目的と事業に賛同する個人で構成します。

(会費)

第5条 本クラブへの入会金及び会費は、無料とします。ただし、クラブにおいて研修会等の自主的な活動を実施する場合、必要に応じて実費を徴収する場合があります。

(会員の特典)

第6条 本クラブの会員は、センターが加入するボランティア活動保険の対象者となります。

2 前項に掲げる保険については、次の活動を行う場合に適用されます。

- (1) センター主催事業への参加及びその他センター活動への参加、協力時
- (2) センターへの情報提供等を目的とした濤沸湖周辺における観察、映像撮影等の活動時

(役員)

第7条 本クラブに次の役員を置きます。

- (1) 会長 会長1名を会員の中から互選します。
- (2) 副会長 副会長1名を会員の中から互選します。

2 会長はクラブを代表し会議の議長となります。

3 副会長は会長を補佐し、会長の事故あるときはそれを代行します。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とします。ただし、再任は妨げません。

(顧問)

第9条 本クラブは、顧問を置くことができます。

2 顧問は必要に応じて会長、副会長と事務局との協議により決定し、会長が委嘱します。

(会議)

第10条 本クラブの会議は総会とし、年1回開催します。

2 他の会議については会長、副会長と事務局との協議により決定します。

(決議)

第11条 会則の変更は、総会において出席者の半数以上の賛成をえなければなりません。

附則 この会則は平成26年8月23日から施行する。